

平成16年第3回竜王町議会臨時会

平成16年10月28日

午前10時20分開会

於 議 場

1 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議第56号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例

2 会議に出席した議員（14名）

1番 中島正己	2番 山田義明
3番 中村義彦	4番 近藤重男
5番 辻川芳治	6番 寺島健一
7番 圖司重夫	8番 竹山兵司
9番 岡山富男	10番 西 隆
11番 川嶋哲也	12番 若井敏子
13番 勝見幸弘	14番 村井幸夫

3 会議に欠席した議員

なし

4 会議録署名議員

5番 辻川芳治	6番 寺島健一
---------	---------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	助役	勝見久男
収入役職務代理者 事務吏員	山添登代一	教育長	岩井實成
総務主監	林吉孝	企画主監兼 企画財政課長	佐橋武司
住民福祉主監	池田純一	産業建設主監	松尾 勲
総務課長	北川治郎	税務課長	杼木博子
生活安全課長	青木 進	住民福祉課長	西村喜代美
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	三井せつ子	商工観光課長	川部治夫
建設計画課長	小西久次	上下水道課長	松村佐吉
教育次長	村地半治郎	学務課長	松浦つや子
生涯学習課長	竹山喜美枝		

6 職務のため議場に出席した者

主監兼議会議務局長	三崎和男	書記	古株治美
-----------	------	----	------

開会 午前10時20分

○議長（村井幸夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、14人です。よって、定足数に達していますので、これより平成16年第3回竜王町議会臨時会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 皆さん、こんにちは。

大変、議員の皆様方にはご多用のところ、本日、第3回の臨時会を招集いたしましたところ、全員ご出席を賜りまして、ありがたく、厚くお礼申し上げます。

再三の会議に、本当にご迷惑をかけておりますことを心からおわびを申し上げます次第でございます。

本日の提案につきましては、産業振興条例の提案でございます。これにつきましても竜王町のまちづくりに欠かせない問題であろうと思っておりますので、ひとつ皆さま方のご理解あるご賛同を賜りますことをお願い申し上げます。簡単ではございますけれど、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村井幸夫） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、5番 辻川芳治議員、6番 寺島健一議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（村井幸夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議第56号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例

○議長（村井幸夫） 日程第3、議第56号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま上程いただきました議第56号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

本町は、地方分権、三位一体の改革が押し進められる中、住民総意のもと、市町村合併に頼らない、たくましいまちづくりを目指し、方向性を決定いただきました。

その上で、自律のまちづくりを目指す本町にとりましては、財政基盤を確立することが重要な課題であり、現在、役場全庁あげて自律推進計画の策定に取り組んでおります。

計画では、地域の再生を図るため、地域経済の活性化、産業の創出を第一の柱といたしております。

既に、産業振興条例の制定によりまして、工場等の設置に対する省令措置を設け、新たな企業の誘致を図っているところであります。

しかし、三位一体の改革が進められる中、税源移譲は一向に進まず、かえって地方交付税が大幅に削減されるなど、地方の財政状況はますます厳しくなる一方で、歳入の確保が大きな課題となってまいります。

つきましては、このような状況のもとにおきまして、本町の財政運営の安定を図るべく歳入の確保に向けまして、これまでの産業振興条例による工場等の誘致に加え、今回、竜王町企業誘致特別措置に関する条例の制定を行い、新たな企業誘致措置の創設によりまして、多種多様の産業活動の振興と事業経営の安定を図り、もって住民の雇用機会の拡大等、住民福祉の向上に資するものであります。

本条例の主な内容といたしましては、新たに町内に事業活動を行う業者に対して奨励金を交付するものでございます。

以上、議第56号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、どうかよろしくご審議を賜りまして、ご承認賜りますことをお願いを申し上げます。

○議長（村井幸夫） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

11番、川嶋議員。

**○11番（川嶋哲也）** ただいま上程されました議第56号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例について、3点の質問をいたしたいと思います。

1点目につきましては、この条例は本日可決されれば、即施行されるということでございますが、条例第3条第1項第1号による、毎年年間1億円以上の町税が見込まれる事業者が既に指定を受ける準備をなされているように受け取れるわけでございますが、それはどうか。

さらに、そのようであれば、その事業者、企業を教えてくださいたいと思います。

2点目に、この条例の設置により、年間どれぐらいの町税を見込んでおられるのか。

さらに、3点目といたしまして、この条例の設置について、県の指導、助言の内容がわかれば教えてくださいたいと思います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 川嶋議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の、この条例を即日施行により、事業者が既に指定を受ける準備をなされているように受け取れるが、どうかと、そのようであれば、その事業者を教えてくださいというようなご質問かと思えます。

本日の本条例につきましては、ご提案を申し上げているところでございますが、まだ公布もされておられませんので、今後の動向を見ませんとわかりませんが、1つには、たばこ小売業を想定をいたしております。しかし、それ以上にこの条例の制定が引き金となりまして、多様な優良企業が進出をいただけることを願っております。

また、2点目の、この条例の設置により、年間どれぐらいの町税を見込んでおられるかというようなご質問につきましては、年間約2億円弱を想定をいたしております。

3点目の、この条例の設置について、県の指導、助言はというお尋ねでございます。たばこ小売業者への奨励金の交付は、税の還流であり、また公平性に乏しく、違法に近いとの県からの意見をいただいております。税の還流については、利益の供与という点では利子補給や課税免除と同様であり、既に他の自治

体においても制度化されているところであります。

また、税秩序の維持につきましても、現実的に全くの公平性を保つことはできないことであり、今回、国が課税定額の3倍を上限としたことは、3倍までなら税秩序を逸脱しているとは言えないと考えております。

公益性につきましては、税収が増加することは住民福祉の向上につながることは明白であります。さらに指定の条件であります町民の雇用は、町民の雇用機会を拡充するものであり、住民所得の向上、加えて経済波及へと広がり、公益性のあるものと考えております。

したがって、違法との考えは取っておりません。

以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** 11番、川嶋議員。

**○11番（川嶋哲也）** もう1点だけお尋ねしたいと思います。

条例第6条でございますが、先ほども奨励金ということでございます。これについて、書類等、その他の内容を審査し、適当と認めた場合とあるわけでございますが、審査委員会等の設置を考えておられるのかどうか。さらに、その内容がわかれば教えていただきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** その内容につきましては、今後の動きとして、本条例をお認めをいただきましたら、条例の施行細則なり、今、ご質問をいただきました条例の適用審査委員会等を設置いたしまして、十分、住民の代表の方、また識見者の方もお入りをいただきまして、ご審議をいただくというような考えを持っております。

以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** ほかにございませんか。

9番、岡山議員。

**○9番（岡山富男）** 議第56号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例に対しまして、1点、質問させていただきます。

4条の中での上限5%以内とするところから、年間の奨励金5,000万円という、この制定をされたことに関して竜王町独自でこれを考えられたのか。また、県内各地から、それを資料として定められて、そこから出されてきたものかどうかというのを質問したいと思います。

また、付則としまして、この条例自体は16年10月28日から施行すると。ただし書きで4条に対しては、17年4月1日からという形になっておりますが、この4条だけが17年4月1日からということをおっしゃっておりますが、このことに関しての説明をお願いしたいと思います。

○議長（村井幸夫） 佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司） 岡山議員さんから、第4条にかかわりましての施行期日の経過措置等についてのご質問かと思っております。お答えを申し上げたいと思っております。

条例第4条のただし書きの規定の施行期日の経過措置についてでございますが、本条例の適用想定事業者について、1つには、たばこ事業者が想定されると先ほど川嶋議員の中で、ご回答を申し上げたところでございますが、このたばこ税につきましては、本年4月に法改正が行われまして、市町村たばこ税同府県交付金の制度が新たに創設をされ、その適用については1年間の経過措置が設けられたところでございます。この経過措置を有効に活用し、税収の確保を図るため、本条例においても経過措置を設けたところでございます。

この内容につきましては、町独自で内部で検討をさせていただきまして、本条例に文言で条例提案をさせていただきたいというような経緯でございます。

以上でございます。

○議長（村井幸夫） 13番、勝見議員。

○13番（勝見幸弘） 竜王町企業誘致特別措置に関する条例に質問をさせていただきます。

今、たばこ小売業者という言葉が出ましたけれど、仮にこの条例により、たばこ卸売、あるいは小売業者が竜王町に進出した場合、たばこ税の増収が見込まれたとしても普通交付税減税補てん債、地方特別交付金等への影響はあるのかどうか。

たばこ税収入につきましては、地方交付税の基準財政収入額への75%の算入がされるということをお聞きしておるんですけど、もしあるとするならば新規増収、たばこ税額に対して影響額は、どれぐらいになるのか、ご質問しておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（村井幸夫） 佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司） 勝見幸弘議員さんのご質問が、たばこ小売業の進出により、税の増収が見込まれたとして、普通交付税等への影響があるのかという、

まず1点目のご質問にお答えを申し上げます。

たばこ小売業の進出により、たばこ税が増収いたしますと、一方では地方特例交付金、普通交付税、減税補てん債の算定に影響を与え、減少することになります。

また、2点目に、あるとすれば新規増収たばこ税に対して、影響額は幾らかというお尋ねでございますが、地方特例交付金および減税補てん債で、それぞれ1,400万円から1,700万円の減収と想定をいたしております。

また、普通交付税については、平成17年度以降の三位一体の改革の概要が見えておりませんが、大きな影響があるものとして、若干の交付か、不交付団体になることは想定され、影響額は少ないものと考えております。

以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** 13番、勝見議員。

**○13番（勝見幸弘）** ただいまのご回答で1,400万円から1,700万円という数字をお示しいただきました。年度によって変わってくると思えますけれど、例えば17年度ですと不交付団体に近くなる、あるいは不交付団体になるかもしれないということで、このたばこ税に関する税収の影響というのは受けないかと思えますけれど、それ以降、18年、19年以降は、一応、今の財政見通しでは、やはり2億4,000万円ぐらいの交付税、普通交付税の収入を見込んでおられるわけですので、そのことに対しての影響があり、あるいはこの条例による奨励金の支出がかえってマイナスになってしまうというふうなことはないのかどうか、その辺のところ、再度確認しておきたいと思えます。よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 再質問のご質問の内容は、今後17年度以降の財政力指数によって将来の、この条例の適用範囲は、どういうふうを考えているのかというふうなお尋ねかと思えます。

大変、17年度以降の予測も立ちにくい状況でございます。皆さんもご承知をいただいておりますように、三位一体改革の税源移譲が、まだまだ見えてないといった状況でございますが、基本的には国は交付税を削減、縮減していきたいといった意向もございますし、若干、竜王町の方には大手の企業の元気なお話も伺っております。こういった諸条件もございますので、予測は立ちづらいんですが、そういった中で今回条例を申し上げます奨励金の交付額につきましては、文言にも上げさせていただいておりますように5%以内と

いったことでございますので、今後はその範囲の中で申請があれば関係者と話を十分、町の意向を伝えながら実施をさせていただきたいなというようなこと  
でございます。

以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** ほかにございませんか。

6番、寺島議員。

**○6番（寺島健一）** 先ほど佐橋主監より、たばこ小売業とありました。前に栗東町では、国、県の指導によって、当時1998年に条例が施行されたわけ  
でございます。

その後、今申し上げましたように、国、県の指導によって1999年に条例が廃止  
となったところでございます。

竜王町では、その条例を今制定というか、提案をされているところでございま  
す。主な栗東町との相違点といたしますか、そういう点についてお伺いをいたし  
ます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 寺島議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思  
います。

栗東市、当時は栗東町でございますが、平成10年7月に同様の条例を制定され  
ましたが、国、県の強い指導により、翌年の11年9月に条例の廃止をされてお  
ります。

新聞報道によりますと、違法ではないが、諸般の状況を勘案し、廃止されたと  
発表されております。

本条例につきましては、先ほどのご質問にご回答させていただいておりますよ  
うに、地方税法上、地方自治法上、地方財政法上におきましても問題はないと  
考えております。

それと、栗東市との違いといったご質問でございますが、私どものこの公益性  
の中で奨励金の部分だけでは、奨励金をして事業活動ができる事業者という言  
い方で、町内に事業所を置いていただきまして、あわせて町民の雇用のある事  
業者と、こういった方に参入をいただくという思いをしておりますので、私ど  
もは栗東の条例は確かめておりませんが、竜王町の中ではこういった点の公益  
性といった中での条例に文言を加えさせていただいたというようなことござ  
います。

以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** 8番、竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** 議第65号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例でございますが、実はお聞きをいたしますと、ことしの6月24日、竜王町町長がご登庁なさったときに、滋賀県市町村振興課に、このたばこ税なるものにつきましてお尋ねがいただいております。いろいろな面で法律も変わっておりますが、昭和43年12月26日の名古屋地裁の判決では、奨励金の支出は町の収入増を図る手段として制度したものであるというふうに判決が下っておりますが、先ほどお聞きしておりますように法律も追々変わってまいりました。

しかしながら、私ども議会にこの話がありましたのは、つい最近のことでございますが、このことにつきまして臨時議会を開かれて、きょうこの条例を可決決定しなければならない、12月議会でもいいのではなかったのかと思うんですが、その点について伺いたいと存じます。よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 今回の質問のお答えをさせていただきますが、今回の条例制定につきまして、私どももいろんな各方面、各機関、関係者のご指導をいただく中で調査研究を進めてまいりました。

ようやく、そういった整理ができましたので町長に報告を申し上げ、決断いただく中で条例の提案をさせていただいたというような経緯でございます。

急ぐ理由という意図は、主の要因はございません。そのような、調査研究をさせていただいた中での総合的な判断をさせていただいたというようなことでございます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子。

**○12番（若井敏子）** 竜王町企業誘致特別措置に関する条例について、3点の質問をしたいと思います。

まず1点目ですが、既に何人かの議員さんに対する答弁の中で、法律上、違法ではないという見解をお示しいただいているところですが、具体的な法律の条文に沿って、もう少し詳しく説明をいただきたいということで質問をしたいと思います。

まず、地方自治法の問題ですけれども、地方自治法の総則の中では、地方公共団体に関する制度の策定および実施に当たって、地方公共団体の自主性および自律性が十分に発揮されるようにしなければならないというふうにされてお

て、条例の制定についても当然、自主的に制定することを認めていると、この文言から考えられるところであります。

そのあとに地方公共団体は、その公益上、必要がある場合においては給付または補助をすることができるという条文もあります。

そこで、この公益上、必要がある場合においては給付または補助をすることができる、この本来の町の今回提案されている条例の部分にかかわるわけですが、ここでも問題になるのは、その奨励金を交付するということ、給付補助に準じるというふうに理解しているわけですが、全協でも説明があり、先ほどからの答弁の中でも、1つのたばこ販売業者が今想定されていて、その1つのたばこ販売業者に市町村たばこ税を落としてくれるからという理由で奨励金を交付する。

もちろん、雇用という話もありましたけれども、普通、このたばこ販売業者は栗東には4社あって、JRT、JRTたばこ産業ですか、岸田サービス、光ナノテックでしたか、何かありましたよね。その4社で、光何とかってというのは、きちんとした事業所もあって工場もある会社なのかなというふうに思うんですが、あとの業者は自動販売機を1つ置くだけで営業所を設置するというところでされているものではないのかなというふうに思うわけで、そういう業者が雇用を、町内の人を雇用するという条件をつけて、そうですか竜王の人を雇用しましょうと。1人置きますわと、事務所も置きますわと、全員協議会の中では、その事業所が法人税を払ってくれるような事業所でなければということで、そのことも想定しているというふうな説明もされていましたが、ここの席ではそれがありませんので、その辺の確認もしておきたいんですけども。そういう形にすれば、公益上、必要があるというふうに認められるのかどうかという、この判断の部分について改めてお伺いしたいというふうに思います。

2つ目は、地方税法上の問題ですけれども、全員協議会での説明の中でもありましたけれども、市町村たばこ税というのは偏在性のない財源やと。私たちは、よく、たばこは地元で買しましょうというふうなキャッチフレーズで言われているわけで、そのキャッチフレーズがそのことを示しているわけですが、消費税の地方消費税と同じように、たばこを消費する人、つまり購入する人の、その町にその量に応じて、たばこ税を支給しましょうというふうになっている税だというふうに思いますと、大手の、大量に仕入れる小売業者を竜王に誘致することで、この偏在性のない税源を偏在性のある税にしてしまうことになり

はしないのかと。

そのことは、先ほどの質問の中では対象人口の3倍までという条件がされているからいいんだという話がありましたけども、その3倍というものも、ことしについて言えば、その枠を設定されないということで、この条例を今制定するわけですから、ことしについて、この地方税法上、問題はないのかということについて、2つ目に質問したいのと。

3つ目には、地方財政上の問題ですけども、ほかの地方公共団体の財政に類を及ぼすような施策を行ってはいならないという部分がありますよね。これについて言いますと、きょうのある折り込み新聞によりますと、栗東市は撤退する。事業者が撤退するという方向にあるという報道もありますけれども、そういうふうになれば栗東からの、栗東に本来入るべきものがなくなって、その分がこっちへ来るのかというふうになると税の取り合いみたいなことになるのではないのかと。

全国的に、たばこの消費というのが年々ふえているとか、極端に去年から今年ふえたとか、来年もっとふえるとか、そういう傾向があるわけではないわけで、いただいた資料でも14年度の税収が市町村たばこ税の税収も16年の今の、今年の予算もそう大して変わらないというふうに見ますと、そういうことが言えるんじゃないかと。

そうすると、やっぱり、ところが竜王の方は税収を見込んでいるとするなら、どこかの税が減って、その分が竜王に来ているというふうにするなら、この地方財政法上、よその町の財政に影響を与えるということになりはしないのかと。それが、どこの町なのかはよくわからないですけども、そういうことが言えるのではないのかと。こういうふうを考えるわけです。

先ほどから自治法上も、地方税法上も財政法上も問題はないんだということを言葉ではおっしゃっていただけてますけれども、具体的なこの部分について、どういうふうにお考えいただいているのかについてご質問したいと思います。

以上、よろしくお願いします。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 若井議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目の、この条例制定の根拠、法令というお尋ねかと思いましたが。この条例の根拠は、地方自治法第14条第1項の規定により制定するものでございます。

それとあわせて、関係法令との関連というお尋ねでございます。今回、上程をさせていただいております本条例と関係法令との適法性のご質問かと考えております。

まず、地方税法との関係でございますが、先に川嶋議員さんのご質問の中でご回答を申し上げましたように、税の還流につきましては既に利子補給や課税免除が制度化されており、また税秩序についても課税定額の3倍の基準が本年4月から示されたことから、その範囲内であれば秩序を逸脱しているとは言えず、地方税法上においても適法と考えております。

次に、地方自治法との関係でございますが、市町村が補助金等を支出する場合は、公益性が問われるわけでございますが、これも先に川嶋議員のご質問の中でご回答を申し上げましたように、条例適用対象条件の中で昨年度制定いたしました産業振興条例と同様に町民の雇用を掲げており、このことは町民の雇用の機会を拡充するとともに、住民所得の向上、経済への波及効果と公益性につながるものであり、適法と考えております。

3点目の地方財政法との関係でございますが、いわゆる他の自治体との財政への影響でございますが、これも課税定額の3倍の基準が示されたことにより、その範囲内での各自治体におけるアンバランスは、許容範囲として認められたものと考えております。

例えば、住宅開発により住民の移動も同様であると考えております。そういったことによりまして、適法と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** お答えをいただきましたが、再質問をしたいというふうに思っております。

1点目について言えば、税の還流ということについて言うと、ほかにも利子補給やらしているやないかと。3倍という基準があるやないかという話ですけども、この3倍については質問の中でもしましたように、今年度は5,000万円の上限も置かないということで、1つの抜け道をつくっているということがあるわけですから、このことについてはちょっと明確にしてほしいということと。

利子補給しているとかいうのは、当然そういうこともあるわけですが、特定のところだけではないですよ。今回問題になっているのは、全協でも明らかに説明されているように1つの事業所、もう1つ、何かメールで相談があるとか

いう話もありますけれども、特定の事業所を対象とした条例なんで、そのことから考えれば、やっぱり税法上もよろしくないんじゃないかなというふうに思うんですね。

年間1億円の税金を納める、あるいは間接的に税金を納める、直接税金を納める事業所というのは、ちょっと、私自身は竜王町の中では、まず考えにくいんですけども、全県的にいえば、どのぐらいあるんでしょうね。1億円の税金を納めてる事業所というのは、もちろん間接的なたばこの問題もあって、たばこ税という形で間接的に入ってくるという話ですけども、法人税を1億円以上払っている事業所というのは、県内でもどのぐらいあるのか。もし、ご存じでしたら教えてほしいと思うんですけども、どこを対象にこの条例をつくっているのかというと、やっぱり議会でも、全員協議会でも説明されているように1つの事業所なわけですから、そういう形で税の還流をするようなことは、やっぱり税法上もよろしくないんじゃないのかなということも1つ思っています。

公益性は、あるんだという話は先の議員さんに対しても説明されてますけど、考えられるのが何人ぐらいの雇用があるのかと。1人あればいい方で、それも事務所があれば、その事務所に、正規雇用という形で勤務時間が朝9時から12時まででも、正規雇用なら正規雇用なわけですから、そういうことなんでしようけども、それを持って公益性があるというふうに言えるのかどうかというのは、やっぱりこれは問題だというふうに思うんですね。

それから、課税額の3倍というのは、先ほどもアンバランスではないというふうに言われましたけども、実際は今年は限度がないわけですから問題じゃないのかなというふうに思っています。

この3点の質問をするのについて、栗東にも実は問い合わせをしているんですが、先ほど寺島議員さんからも質問がありましたけど、1998年につくられた、当時、栗東町の企業誘致特別条例というのは、ある新聞の報道では総務省が一部業者への公金支出は不適切だと。2つ目には、ほかの自治体への影響が大きいと。3つ目には、税体系が崩れる恐れがあるということで、総務省、当時の自治省が反対しているということで指導をして、その結果、廃止になったという経過があるわけですから、栗東の方の言い分というのは、違法ではないけれども税法上好ましくないと言われたのでやめましたんやと、そういう説明をされていますけれども、この栗東に対する総務省の見解から考えても、やっぱり違法でないということは、適法なんだということではないんだという部分も合

わせて質問をして、そういうことについて違法に近い、あるいは違法性があると言われながらも、この法律をつくるのかと、その辺についてのご答弁をお願いしたいというふうに思います。

再質問、よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** 何点か細かな質問を詳しくいただいておりますが、なかなか私ども調査研究させていただく中で詳細に、そうパーフェクトに勉強ができていないのが現状でございます。

ただ、今回の条例の中でご提案を申し上げている中で、1つには、たばこの小売業を想定をいたしておりますが、それ以外の小売業等の参加、申請を待ち望んでおるのが本意でございますので、お答えの中で、たばこの小売業を想定をしたという前提づけでご回答を申し上げておるといようなことでございます。

それと、問題はやはり公益性の部分かと、このように思っております。こういった内容につきましても専門家の関係者のご指導もいただいております中で、の文言整理をさせていただいたといようなことでございます。

今後いろんな形で付則なり、また不十分な点がございましたら、十分議会の方にもお諮りをいたしたいし、またご指導もいただきたいと、このように思います。

十分な回答ではございませんが、ご理解をいただきたいと、このように思います。

**○議長（村井幸夫）** ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま提案させていただきました議案につきまして、大変、議員の皆様方から慎重なご意見をちょうだいいたしまして、本当にありがとうございます。

私は、この条例案を提案させていただくにつきましては、当局と慎重に調査研究に取り組んでまいりました。申すまでもなく、県も国も非常に財政状況につきまして厳しいというのが大合唱でございます。加えて、その波は竜王町にも押し寄せてきております。

こういった中で、先ほども申し上げましたように、合併に頼らないまちづくり

をやっぺいこうということにつきましては、議員の皆様方と見解の一致をしておるところでございます。こういった中で1万3,000人の人口で、たくましい、元気ある町をつくる上においては、財源がまず第一であります。

こういった中で、厳しい財源の中で福祉の低下がないように、何としてもこの町の繁栄にあたっていかなあかんという思いでございます。こういったことで、今回提案させていただきました、この問題につきましては非常に税収がいただけるというようなことも勘案いたしまして、非常に皆さん方の厳しいご意見も賜りながら決断をさせていただいたところでございます。

先ほども本当に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。このことによりまして、皆様方の格段のお力添えを賜り、またご理解をいただき、皆様方の慎重なご審議の中で可決、決定をさせていただくように心からお願いを申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

**○議長（村井幸夫）** これより、討論に入ります。討論はありませんか。

12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 提案されています、この条例に対して反対の討論をします。

先ほども竹山兵司議員さんから質問されました、昭和43年の名古屋地裁での判決でありますけれども、町はこの判決で敗訴したのは、全員協議会の中で説明があったのは、決定的な理由は条例が制定されていなかったことなると、こういう説明をされています。

しかし、この判決で示されているのは、先ほども質問しましたように4つの理由があって、その主なものは公益性の問題で、町の収入増加を図る手段として適切かどうかというところが争点になって、敗訴しているわけであります。

このことは、条例が制定されたらクリアできるという問題では当然ありませんので、この点も明らかにしておきたいというふうに思います。

公益性の問題については、質問でも明らかになりましたように税収と雇用が公益性があるのかということの説明をいただいているわけですが、やっぱり収入の増加だけで公益性があると言えるのか。1人や2人の雇用で公益性があると言えるのかと、この疑問は私自身払拭されておられません。

2つ目には、正道を外れているという部分でありますけれども、これも質問で明らかになりましたように、偏在性のない税収を偏在性のあるものにするという意味においては、税法の常識からやっぱり考えられないものであると思います。もちろん、それが今年度だけの問題であるとしても、そういう条例をわざ

わざ付則をつけて制定するということは、やっぱり問題だというふうに思います。

しかも、税はやっぱり公平でなければならないと思うんです。同じように、たばこを仕入れて売っている人に対して、たくさん売ったら税が返ってくるということになれば、これは不公平になると思うんですね。私の家の隣にも、たばこ屋さんがあるわけですけども、このたばこ屋さんの販売利益というのは、例えば270円のたばこのうち、170円までは税で、あと100円ぐらいが製造原価と利益やというふうに言われています。

実際の小売店の収益は10%だと言われているんですね。町内のたばこ小売をしているお店には何のメリットもなくて、10%しか、あんた利益ないんやでと。ところが30億を売る小売業者に対しては1億5,000万円支払いますという、5%、そのところについては、売上の5%ですから1割の収入が、その事業者にとっては15%の収入になるわけですね。そういうことが地方財政法上、税法上、問題がないと言えるのかどうかという点についても私自身の疑問が払拭されておられません。

長野の田中知事というのは、私たちも議会で行きましたが、泰阜村に私は税金を払いたいんだと、泰阜村に税金を払いたいんだと、そういうことで住民票を移して、それが是か非か裁判されているわけですけども、例えば住民税をたくさん、例えばつくば市、私たちも行きましたけれど、つくば市のようにたくさん住民税を払っている人がいて、その人が、私は竜王に住みますので、ちょっと税金まけてくれませんかという話をしてきたときに、そうしたら「そうか」ということで協議をする。今のたばこの小売事業者が竜王に来るというのは、そういうのと同じ次元の話ではないのかなというふうに思うんですね。

それなら税収が高いのであれば奨励金としてお返ししましょうかということになるというのは、これもやっぱり税の不公平をつくるというもとで違法性が高いと、こんなふうに私自身は考えています。

今回、特定の業者を想定して、しかも議会全員協議会では平成19年度までの具体的な数字まで示されて、今年度は30億円売ってもらって、奨励金も販売価格の5%、その上限5,000万円については年度内は設けないという、そういう付則までつけて法改正の網の目をくぐるような形で、その条例を制定している。まさに特定の業者と十分な協議の上で進められているということは、もう明白だと思うんです。

国には相談していない、県は違法ではないが違法性があるという、全員協議会で説明していますけども、私が県に確認したところでは、違法ではないと思いませんよと。違法性があるということですから、違法性がないとは言えませんという話で説明を受けているところです。

今、改めて町長が三位一体の財政改革との関係で非常に税収、うれしいんだと、おいしい話なんだという説明がありました。確かに三位一体の財政改革で地方交付税が将来安定的に収入される見込みが薄くて、合併を選択しない町としては何としても交付税に頼らない町づくりをしていこうと、いろいろ検討していただいていることは私も十分承知しています。

しかし、平成19年までの1億2,900万円のたばこ税が交付税のすべてを補完するものではない以上、しかもそれは基金として積み立てたいというふうに議会では説明しているわけですから、それがなくても何とかして改革を考えていけばいい話ではなのかと。

三位一体の財政改革、地方交付税が減るという問題と、このこととは一緒に考えるべき問題ではないと、私自身は考えています。

以上の意味で反対討論とします。よろしくお願いします。

**○議長（村井幸夫）** ほかにございませんか。

5番、辻川議員。

**○5番（辻川芳治）** ちょっと観点が違うかもわかりませんが、先ほどから山口町長の新任当時から住民本意とうたわれていたことを思い出したんですけども、この条例に関しては増収というのは喜ばしいことで、自律したまちづくりに繁栄するものだと思います。

しかしながら、先ほど竹山議員さんも言われたように、討論する時間が余りにも少なく、我々地域から選出された議員としては、住民の皆さんに納得していただける説明が現時点では、私はできないと思うんですね。

そのような中で本日、新聞等で情報を得られた方々に奨励金、つまり町のお金ですよね。これ、本当に公益性があるのか。税収とのバランスなどを考えると、まだまだ疑問に思うところがあります。

したがって、条例自体はともかくとしても、町長の所信にもありました住民本意とか情報の共有化、こういったことを考えたら特定の企業の増収のみを考えておられて、もっともっと慎重に議論する時間が欲しいと思います。こういったことから、継続審議というのを望み、今回は反対したいと思います。

○議長（村井幸夫） ほかにございませんか。

13番、勝見議員。

○13番（勝見幸弘） 竜王町企業誘致特別措置に関する条例に賛成の立場で討論を行います。

自治とは、「自ら治める」と書きます。先輩諸氏が懸命にまちづくりに取り組んだ結果、財政力指数が比較的高い現在の竜王町があるのだと思います。

地方の小さな自治体が、これからの時代は地方の自主的な判断と責任でどの地方分権の流れの中で、それぞれのまちづくりに取り組んでいるさなか、限定された制度の中で、その地域特性を生かし、わずかばかりの税収増を図るための今回の取り組みは、現在の厳しい状況の中で地方が自律していくための1つの1万3,000人の小さな町の意地であると考えます。

国や県の進められる合併に頼らない独自のまちづくりを目指しているのであれば、ここで国や県の意向に反してまで、この条例を制定することは、これまでの我が町の竜王町の考え方に沿った方向であり、そこで国や県の意向に沿うということは、今までの自律推進計画をつくろうとしていることから、それぞれの独自のまちづくりをされている町へ研修に行ったことや、それにより町職員や議員の意識改革が図られてきたことも、むだになってしまうような気がするのであります。

よって、この条例を賛成する立場で討論とします。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第3、議第56号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。

よって、日程第3、議第56号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま、本日提案させていただきました案件につきまして、多数の皆様方のご賛同によりまして可決・決定をいただきました。本当に

ありがとうございました。

町といたしましても大変、昨今の状況から思いますと非常に長期的な展望も厳しく感じてまいる昨今でございます。こういった中で住民の皆様方が安心して暮らしていただけるまちづくりにつきましては、ともどもに汗をかいていかなければならないということも感じておるところでございます。

こういった中で行政も、また議員さんも、ともどもに町の繁栄にお力添えを賜りますことを心からお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが、本日のお礼のごあいさつにかえさせていただきます。大変ご苦労さんでございました。

**○議長（村井幸夫）** これをもって、平成16年第3回竜王町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時19分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

竜王町議会議長 村 井 幸 夫

議会議員 辻 川 芳 治

議会議員 寺 島 健 一